

山口市資源循環型肉用牛経営育成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口市における肉用牛を活かした地域内資源循環を目的とし、地域内農地での飼料作物の栽培、堆肥の処理散布を条件に肉用牛増頭に合わせた各種施設の整備を進め、肉用牛経営の規模拡大を図るための山口市資源循環型肉用牛経営育成事業（以下「事業」という。）に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(事業の実施主体、種類、内容及び実施対象者)

第2条 この事業は、農協又は2戸以上の生産者からなる営農集団等（以下「農協等」という。）が実施するものとする。

2 この事業の種類、内容及び実施対象者は、別表第1のとおりとする。

(事業の実施計画の申請)

第3条 事業を実施しようとする農協等は、別記第1号様式を市長に提出しなければならない。

(推進指導体制)

第4条 農協等は、所轄の農林水産事務所等関係機関の協力を得て推進指導体制を整備し、実施対象者に対して事業の実施の指導推進に当たるものとする。

(補助の対象等)

第5条 市長は、予算の範囲内において、農協等が行う第2条に掲げる事業に要する経費につき、補助するものとする。

2 前項に規定する補助の対象となる事業の経費及び当該経費に対する補助率は、別表第2に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 前条の規定による補助金の交付を申請しようとする農協等は、別記第2号様式を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を当該農協等に通知する。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第8条 前条第1項の規定による通知を受けた農協等（以下「補助事業者」という。）は当該通知に係る補助金の交付の決定のあった内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(事業の実施計画の変更承認申請)

第9条 補助事業者は、第7条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた後に、次に掲げる計画の変更を加えようとするときは、速やかに別記第3号様式を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 事業の実施対象者の変更

(2) 事業の内容の変更

(3) 事業に要する経費の変更（第2条に掲げる各事業の経費の増減が当該事業費の5分の1を超える場合に限る。）

(実績報告)

第10条 補助事業者は、当該事業を完了したときは、当該事業を完了した日から起算して15日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに別記第4号様式を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う検査の結果、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、別記第5号様式を市長に提出しなければならない。

(他の用途への使用の禁止)

第13条 補助金の交付を受けた補助事業者は、当該補助金を他の用途へ使用してはならない。

(関係書類の整備)

第14条 補助事業者は、事業の施行状況及び当該事業に係る収支について、一切の状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備し、補助金の交付の決定があった年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(実施状況報告)

第15条 補助事業者は、事業実施年度から起算して3年目及び5年目に当たる年度において、当該年度の3月31日までに別記第6号様式を市長に提出しなければならない。

(報告、検査等)

第16条 市長は、事業の施行上必要があると認めるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は帳簿その他関係書類を検査し、その関係者に質問することができる。

(補助金の交付の決定の取消し)

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。
- (3) 事業の実施方法が不相当であると認められたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 山口市阿東地域資源循環型肉用牛経営育成事業補助金交付要綱（平成22年4月1日制定）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日前までに、この要綱による廃止前の山口市阿東地域資源循環型肉用牛経営育成事業補助金交付要綱（以下、「旧要綱」という。）の規定に基づき行うことを決定した補助金については、旧要綱は、なおも効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年2月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

事業の種類	事業の内容	事業の実施対象者
<p>1 繁殖経営育成 対策事業 (5頭以上の増頭 計画)</p>	<p>(1) 繁殖経営農家の飼養規模を拡大するため、低コスト畜舎を新築、増築又は改築する。</p> <p>(2) 粗飼料及びふん尿処理等の省力化を図るため、飼養管理機械、粗飼料貯蔵施設等を導入する。</p>	<p>次の要件を満たす山口市内の農業者</p> <p>(1) 繁殖雌牛を飼養しており、多頭飼養に意欲的であること。</p> <p>(2) 繁殖雌牛の飼養規模を5頭以上増頭すること。</p> <p>(3) 肉用牛繁殖経営の中核農家として、地域への多頭飼養普及効果が見込まれること。</p> <p>(4) 水田における飼料作物の作付けを増頭1頭当たり8アール以上行うこと。</p> <p>(5) 堆肥を適正に処理し、可能な限り地域内に還元すること。</p>
<p>2 肥育経営育成 対策事業 (20頭増頭計画)</p>	<p>(1) 肥育経営農家の飼養規模を拡大するため、低コスト畜舎及び堆肥舎を新築、増築又は改築する。</p> <p>(2) 粗飼料及びふん尿処理等の省力化を図るため、省力飼養管理機械等を導入する。</p>	<p>次の要件を満たす山口市内の農業者</p> <p>(1) 肥育牛を飼養しており、多頭飼養に意欲的であること。</p> <p>(2) 当該畜舎において、肥育牛を20頭以上増頭すること。</p> <p>(3) 肉用牛肥育経営の中核農家として、地域への多頭飼養普及効果が見込まれること。</p> <p>(4) 水田における飼料作物の作付けを増頭1頭当たり2アール以上、又は稲わらの収集を1頭当たり5アール以上行うこと。</p> <p>(5) 堆肥を適正に処理し、可能な限り地域内に還元すること。</p>
<p>3 預託管理経営 育成対策事業</p>	<p>(1) 預託管理経営を行うための畜舎及び堆肥舎を新築、増築又は改築する。</p>	<p>次の要件を満たす山口市内の農業者</p> <p>(1) 肥育牛を飼養しており、多頭飼養に意欲的であること。</p> <p>(2) 当該畜舎において、肥育牛を20頭</p>

	<p>(2) 粗飼料及びふん尿処理等の省力化を図るため、省力飼養管理機械等を導入する。</p>	<p>以上増頭すること。</p> <p>(3) 肉用牛肥育経営の中核農家として、地域への多頭飼養普及効果が見込まれること。</p> <p>(4) 水田における飼料作物の作付けを増頭1頭当たり2アール以上行うこと。</p> <p>(5) 堆肥を適正に処理し、可能な限り地域内に還元すること。</p>
--	---	--

別表第2（第5条関係）

事業の種類	事業の経費	事業の補助率
<p>1 繁殖経営育成 対策事業 (5頭以上の増頭 計画)</p>	<p>(1) 畜舎の新築、増築又は改築に必要な経費 (2) 飼養管理機械、粗飼料貯蔵施設の購入に必要な経費</p>	<p>事業の経費の2分の1以内とする。 ただし、1件当たり、増頭計画が5頭以上8頭以下では484千円、9頭以上では814千円を限度とする。</p>
<p>2 肥育経営育成 対策事業 (20頭増頭計画)</p>	<p>(1) 畜舎及び堆肥舎の新築、増築又は改築に必要な経費 (2) 省力飼養管理機械等の購入に必要な経費</p>	<p>事業の経費の2分の1以内とする。 ただし、1件当たり2,258千円を限度とする。</p>
<p>3 預託管理経営 育成対策事業</p>	<p>(1) 畜舎及び堆肥舎の新築、増築又は改築に必要な経費 (2) 省力飼養管理機械等の購入に必要な経費</p>	<p>事業の経費の2分の1以内とする。 ただし、1件当たり2,258千円を限度とする。</p>
<p>備考 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>		